

[事案 28-135] 入院給付金支払請求

・平成 29 年 2 月 9 日 裁定終了

<事案の概要>

打撲等の治療で入院したため、入院給付金を請求したところ、一定期間の入院についてしか支払われなかったため、残りの入院期間についての入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

自転車運転中に接触転倒し、肩・上肢・膝打撲により 29 日間入院し（入院①）、その後、自宅で転倒し、肋骨骨折、胸部・膝打撲、頭頸部痛により 35 日間入院したため（入院②）、平成 14 年 11 月に契約した医療保険および定期保険契約にもとづき入院給付金を請求したところ、1 回目の入院期間の一部の入院給付金しか支払われなかった。残りの入院期間分の入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 1 回目の入院は、入院原因が打撲であること、入院後 10 日目の時点でいつでも退院可能な状態に回復していると医師が判断していること、複数回の外出が認められること等の事情を考慮すると、その日以降の入院については、約款上の「入院」には該当しない。
- (2) 2 回目の入院は、そもそも骨折の事実が認められないこと、申立人の希望による入院であること、主たる治療内容が鎮痛剤の処方にとどまっていること等の事情を考慮すると、その全部について約款上の「入院」には該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院の必要性等について判断するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に、医療記録にもとづいて第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、不支払期間においては、通院による治療で十分に対応できる状態にあったと考えられること、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。